

## 会議等報告書

会議等の名称	令和5年度第2回安城市介護保険・地域包括支援センター運営協議会
主催	高齢福祉課
日時	令和6年3月27日(水) 午後1時30分～午後2時30分
場所	安城市役所本庁舎3階 第10会議室
傍聴人	3名
内容	別添会議資料のとおり

### 1 会長あいさつ

#### (要旨)

年度末の忙しい中お集まりいただきありがとうございます。今年度最後の会議になります。老人福祉法に基づく高齢者福祉計画と、介護保険法に基づく介護保険事業計画を含むあんジョイプラン及び地域包括支援センターの円滑な実施を図るという意味でこの会議は設置された。地域包括支援センターは地域福祉の要。各中学校区に福祉センターと地域包括支援センターがある安城市は高齢者と障害者に手厚い。本日は予算と施設整備計画の進捗状況を。最近特別養護老人ホーム鎌倉街道東山ができた。ひとつの安心材料になった。鎌倉街道というのは皆さんご承知の通り東海道になる前に、鎌倉と京都を結ぶ道があった。東海道は江戸と京都を結ぶ道。鎌倉街道は鎌倉と京都を結ぶ道で里町の辺りを通っていた。その史跡があるということで鎌倉街道という名前を付けられたということで大変素晴らしいネーミング。その施設の整備状況と地域包括支援センターの報告に対して皆様からのご意見をいただく。皆様からの積極的なご意見をよろしく願います。

### 2 議題

(1) 令和6年度介護保険事業特別会計当初予算について(報告): 資料P1～2

#### (介護保険係長)

(1) 介護保険の財源割合

左から「保険給付費」、「介護予防・生活支援サービス事業・一般介護予防事業費」「包括的支援事業・任意事業費」。各事業について示している。

保険給付費、介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業費においては国が25%、県が12.5%、市が12.5%、計50%。

65歳以上の第1号被保険者保険料が23%、40歳から64歳の第2号被保険者保険料が27%、計50%にて構成されている。

包括的支援事業・任意事業につきまして、第2号被保険者保険料は含まれていない。国が38.5%、県が19.25%、市が19.25%、第1号被保険者保険料23%で構成されている。

つづいて、(2) 歳入。

総額では令和5年度当初予算額は115億1000万円だった。令和6年度当初予算額119億7600万円、前年比3.8%の増にて進めている。

主な内容としては、令和6年度予算では保険料は26億8000万円ほど、前年比1.8%の減。これは令和6年度から8年度までの第1号被保険者(65歳以上)の介護保険料基準額を5,290円から5,200円と90円の引き下げ、

及び所得段階を14段階から16段階としたためである。

国庫支出金は22億5,500万円ほどで前年比0.5%の増、支払基金交付金は29億9,400万円ほどで前年比4.0%の増、繰入金は24億2,900万円ほどで前年比13.4%となっている。

繰入金については介護保険特別会計が不足したときに活用する介護給付費準備基金繰入額3億3,400万円ほどで前年比312.0%の増、その他一般会計繰入金5億3,400万円ほどで前年比0.5%の減となっている。

介護給付費準備基金繰入については令和6年度から8年度までに9億5,000万円ほどある基金を活用し、保険料の上昇を抑えている。

その他一般会計繰入金は歳出の総務費及び地域支援事業費交付対象外事業費が含まれている。

つづいて、(3)歳出。

主な内容としては、総務費は3億1,800万円ほどで7.7%の増、保険給付費は107億6,700万円ほどで3.9%の増で、その中で介護サービス費等諸費が98億1,600万円ほどで3.9%の増となっている。

地域支援事業費は8億8,000万円ほどで0.7%の増。今後はあんジョイプラン10が令和6年度から8年度までの計画があるので計画の進捗状況についても触れていきたいと考えている。

議題1の説明については以上。

#### 【議題(1) 質疑応答】

(会長)

財産収入とは利息のことか。

(介護保険係長)

そう。基金積み立ての利息。

(会長)

基金の9億4,746万円は基準があるか。

(介護保険係長)

今までの介護保険料を繰り越しで9億5,000万円積み立ててそれを来年度以降の保険料の算定に充てた。計画通りに行くと9億5,000万円を支出になるが今後のサービス状況によって変わる。今回保険料を90円下げたのでそれに充てる。あんジョイプラン10は令和6～8年に保険料の基金を充てる。

(会長)

基金とは万が一の時にとっておくとかそういうものではない？

(介護保険係長)

介護保険料の算定は3年分。今回であんジョイプラン9は終わり、令和6～8年はあんジョイプラン10。そこに基金を充てていく。

(会長)

他に意見がなければ報告事項なのでこれで終了する。

#### (2) あんジョイプラン9施設整備計画について(報告):資料2(P3～6)

(介護保険係長)

(1) あんジョイプラン9における施設整備計画については、表のとおり。

今回の計画では特別養護老人ホーム、グループホーム、看護小規模多機能型居宅介護を4月より開設する運びとなったので報告する。

特別養護老人ホーム鎌倉街道は東山中学校区の里町に120床で開設する。これに伴い安城市は640床になる。

グループホーム百々については、安城南中学校区の赤松町に18床にて開設。グループホームの定員243→261人に増加した。

看護小規模多機能型居宅介護安あん堀内は定員は29名、泊りが9名、通いが18名にて桜井中学校区の堀内町にて開設する。篠目町のこころくばりとこちらで計2か所。

あんジョイプラン10において施設整備は予定ないが特別養護老人ホーム、グループホームについては市内の状況、近隣市の状況を含め、調整を図っていく。

議題2の説明については以上。

### 【議題（2）質疑応答】

（会長）

介護保険法上、特別養護老人ホームのことを介護老人福祉施設と言う。特別養護老人ホームとは何に基づく言葉か。

（介護保険係長）

老人福祉法か。

（会長）

介護老人福祉施設と特別養護老人ホームはイコールだということが分かれば良い。今後の計画はあるか。

（介護保険係長）

今回は特別養護老人ホーム、グループホーム、看護小規模多機能型居宅介護の3か所整備するが今後も待機者が出てくることは想定している。次期以降の計画に組み込む。今の段階では令和6年～8年は整備しないことになっている。

（会長）

報告事項なので特に意見がなければこれで終了する。

### （3） 地域包括支援センターの評価及び結果について（報告）：資料3（P7～9）

（地域支援係長）

この件は、介護保険法（第115条の46第4項）の規定により、地域包括支援センターの設置者には事業の実施状況について自己評価を行うことが義務付けられている。各包括が、国の示した共通の指標を用いて評価を行った結果を全国的な傾向と比較し、点検、評価と改善に向けた取組みへとつなぐことにより、包括の機能強化を図ることを目的として毎年6月頃実施している。資料3は、令和5年4月末時点の状況について各包括で実施した自己評価の概要。

・左下に6つの事業、すなわち総合相談支援、権利擁護、包括的継続的ケアマネジメント、地域ケア会議、介護予防ケアマネジメント・指定介護予防支援、社会保障充実分についての自己評価の結果を、年度毎に表に示している。時間の都合上、各業務の詳細につきましては、次の9ページの用語説明の資料を参照願います。

・令和5年度の調査結果は、前述の6事業について、8包括全てにおいて国の評価指標を満たしている。評価指標はどんなものかと言うと、例を挙げると、包括的継続的ケアマネジメントでは「担当圏域における居宅介護支援事業所のデータを把握しているか。」、社会保障充実分では「医療関係者と合同の講演会・勉強会

等に参加しているか。」「事例検討会に参加しているか。」等が挙げられる。

・その結果を左上にレーダーチャートで示しているが、水色の線が8つの包括の平均、黄色の線が全国平均。すべての評価指標が全国平均を上回っているという良好な結果となっている。

・評価結果のところに記載しているが、権利擁護に係る取組として市町村申立シートを作成・活用することで、本人の状況等を明確化し、本人の権利を必要以上に制限することのないように関係者との円滑な情報連携に役立てた。この取組で市町村申立てを行うかどうかの判断と情報の共有がしやすくなった。その他、近年増え続ける消費生活被害に対し、消費生活センターなど関係機関と連携を図りながら普及啓発を強化している。

・県としては令和7年度に全ての指標の実施率が100%を目指すとしているが、安城市は現時点で達成することができた。しかし下段の前年度からの改善事項(抜粋)にも記載しているが、包括の業務負担が増加しており、また介護人材不足の影響もあるため、これを維持していくことが重要。

・今後の対応のところに記載しているが、権利擁護に係る取組と併せて、多機関の連携、各種研修や周知啓発の実施など、業務の質を高めるための取組みを継続していくことで、包括の機能維持・強化を図っていく。

### 【議題（3）質疑応答】

（会長）

権利擁護の市町村申し立てについて、安城市はよくやれていると思う。

自己評価の客観性は。

（地域支援係長）

国の指標があり、それがしっかりできていれば包括支援センターの機能が十分に発揮されているということ。

### （4） 令和6年度地域包括支援センター事業実施方針、事業計画案及び事業計画書について（承認）：資料4（P10～16）

（地域支援係長）

まず、資料の10ページから16ページまでの「安城市地域包括支援センター事業実施方針」の部分について説明。

・本市の地域包括支援センター（以下「センター」と略します）が社会福祉法人等への委託の方式で運営している。市はセンター設置の責任主体として、事業の実施方針を例年示すこととされており、本協議会にご承認いただくためのもの。

・介護保険法施行規則第140条67の2には、実際に定めるべき項目が箇条書きで列挙されている。これに基づき定めたのが、資料10ページの第2条から、12ページの第9条までの8つ。

・第2条「地域包括ケアシステムの構築の方針」で、市とセンターが連携し、地域包括ケアシステムの推進を、

・第3条「地域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針」で、地域が抱える課題の把握と解決について触れ、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる環境の構築を進めることとしている。

・第4条「地域社会及び専門職との連携構築の方針」で、関係者間のネットワーク構築、

・第5条「介護予防に係るケアマネジメントの実施方針」で、介護予防ケアマネ

ジメントに当たり、公的なサービス活用とインフォーマルサービス等の活用を効果的に進め、高齢者を地域全体で支援していくこととしている。

- ・第6条「ケアマネジャーに対する支援・指導の実施方針」で、個別指導や相談対応などを通して後方支援を、

- ・第7条「地域ケア会議の運営方針」で、各会議の役割を明らかにして、地域づくりと資源開発を目指すとしている。

- ・第8条「市との連携、個人情報の取り扱い方針」で、事務遂行上必要な連携や個人情報の取扱いについて、

- ・第9条「公正・中立性確保のための方針」で、センターの運営の適正化に資する評価、助言等をこの協議会を通じて行うことなどについて定めている。

- ・第10条、「重点的に取り組むべき事項」では、(1)「地域包括ケアシステムの深化・推進」、(2)「虐待、処遇困難ケースなどの支援」、(3)「介護予防と社会参加の促進」、(4)「医療と介護の連携促進」及び、(5)「認知症高齢者への対応支援」として、より具体的に5つの項目を取り上げている。

- ・あんジョイプラン10では、基本目標として「健康と生きがいづくり、介護予防の推進」、「安心して生活できるまちづくりの推進」を掲げている。そのため、(3)で職員の資質向上を図りながら「介護予防」を促進し、(5)認知症高齢者に対する理解を深めるように取り組むことで、高齢者が安心して生活できるまちづくりを進めていく。

続いて、この議題の後半部分の、センターの事業計画書についてご説明。14ページをご覧ください。

- ・こちらの事業計画書は、すべてのセンターに共通する内容。事業の進め方の大枠を決めておいて、それぞれ運営主体が異なるセンター間において、基本的な取組の方向性を揃えている。これを踏まえた上で、各センターの特徴を生かした具体的な取組みなどをまとめたものが16ページの(A3)資料4別紙になるのでご覧ください。

- ・はじめに、「2」の運営体制については、表記のとおり。記載の上では今年度と大きく異なるところはないが、少子高齢化に伴う業務量の増加や担い手の減少に伴い、新たな介護人員の確保が課題に挙がっている。(3)の職員体制の一番下の行に『その他「プランナー」』とあるが、これは、介護予防ケアプランの作成等に従事する、ケアマネジャーに当たる方になる。この人員が十分に確保できなければ、いわゆる3職種と呼ばれる、社会福祉士、主任ケアマネ及び保健師又は看護師が、多くのケアプランの作成等を行わなければならなくなり、総合相談対応など本来の役割を果たすことが難しくなる。2年前からプランナーの適正な配置に必要な人件費に充てるための委託料を増額するよう委託契約の内容を見直したが、募集をしても人が集まらないといった問題が依然としてある。プランナーの確保が難しい包括は、3職種にも相当な負担があると考えられる。この人手不足というのは介護業界全体に通ずる難しい課題であり、センターにおけるプランナーの雇用を進めるための効果的な施策を引き続き検討していく。

- ・資料3「地域の課題」について。全地区共通の課題として認知症への対応や介護予防に関する課題が多く挙がっている。それ以外で注目すべき事項として、災害時における対応と複合的な生活課題への対処について複数の包括が課題に挙げている。

- ・災害時における対応については、社会福祉課主導で進めている避難行動要支援者支援制度に係る個別避難計画の推進や、能登半島地震など災害が頻発したこともあり、地域における関心の高まりが伺える。

・また近年、高齢や障害、貧困など複合的な問題を抱える世帯が増加しており、その解決のための仕組みづくりも重要であると捉えられている。新年度から社会福祉課主導で重層的支援体制整備事業を段階的に進めていくことになっており、支援機関としての包括支援センターの役割も今後重要になってくる。

・そして、これらの課題をどのような取組みを通じて解決していくのかを定めたのが、4の重点目標。

・認知症関連の取組について、(さとまち、中部、更生、あんのん館など)で認知症啓発イベントや認知症サポーター養成講座、搜索模擬訓練等を行う中で、認知症に対する正しい知識を普及啓発していくとしている。八千代、小川の里などでは、高齢者に多い認知症等の課題を抱える世帯の相談先を整備し、併せて職員のスキルアップに係る取組を進めていくとしている。松井、ひがしばたなどについても、認知症カフェの開催支援等により認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを支援していくとのこと。

・介護予防については、松井、あんのん館などで挙げられているフレイルチェック等によるフレイル対象者の早期発見やひがしばた、小川の里などで挙げられているリハビリ専門職との連携によるフレイル予防を継続的に行うための支援などを効果的に実施していくことを目標としている。

・どの包括も認知症施策推進大綱に示されている「共生と予防」の両方の観点から地域課題の解決に向けて取組む計画。

その他、主だった取組として、

・中部、八千代、松井においては災害時対応を確立すべきとして、地域や専門職と連携を図っていくとしている。

・さとまち、八千代、更生においては、障害や生活困窮など複合的な問題を抱える世帯に対し、早期に継続して連携しながら支援を進めていく体制を整えていくとしています。

・さとまち、あんのん館、小川の里では、買い物や移動など生活課題を抱える世帯への支援についても取組をすすめていくことになっている。

・保健事業と介護予防の一体化事業や重層的支援体制整備事業など、行政の推し進める施策とも密接に結びついている重点目標であり、市としても市内の運営者を始め関係者の皆様との情報交換などを通して、活動を後押ししていきたいと考えている。

#### 【議題（4）質疑応答】

(会長)

高齢者が中心になるので認知症の問題が出てくる。認知症といっても様々な程度があり一概にひとまとめにできないから難しい。成年後見制度の適切な利用も考えなくてはならない。後見補佐、補助の三段階あるからその人のレベルに応じた支援が必要。

(地域支援係長)

成年後見も業務として合わせて進めていく。

(会長)

養子縁組、結婚、遺言などは認知症の方がやっても有効なものやダメなものがある。難しくても私も扱いに困っている。財産目当てに結婚する人もいる。どうやってそれを予防するかが一筋縄ではいかない。結婚や養子縁組は後見人が口を出せないから難しい。日常の問題としてやっていくことには賛成である。

他に意見がなければ議題（4）について承認していただけるか。

→異議なしのため、議題（４）については承認された。

（５） 介護予防支援業務の一部委託について（承認）：資料５（P 17）

（地域支援係長）

・本件は、厚生労働省令の規定により、地域包括支援センターが指定介護予防支援事業におけるケアプランの作成を、居宅介護支援事業所に委託する場合には、その委託先事業所の選定について運営協議会で協議することとされているので、本会の議題とするもの。

・令和５年５月末までの委託分については、前回の会議でご承認をいただいた。今回は、令和５年６月から令和６年１月末までに新たに各包括が委託をした居宅介護支援事業所の事業所名と、件数を記載している。

・なお、本来なら新たに委託をしようとする都度、運営協議会を開催してご承認をいただくべきところだが、実際の運用上これは困難なので、事後に、かつ、期間を区切り一括してお諮りするという方法でお願いをしている。

・今回包括更生で桑名市の事業所に業務委託を行っている事例が見受けられた。本件は、桑名市に居住して事業所にケアプランを作成してもらっていたが、安城市に移住されている。移住後も信頼関係を築いた従前の事業所を希望され、桑名市の事業所が継続してケアプラン作成に携わっているとのこと。

・ちなみに、調査を行った１月末時点において、全包括が作成している予防プランの内２２％を居宅介護支援事業所に業務委託している状況。令和４年度は年間で約２４％が委託に出されており、今年度も予防プランの委託割合は同程度計上されることを想定している。

説明は以上。

【議題（５）質疑応答】

（会長）

ケアプランの作成を他に頼んでいるということ。役所からみて特に問題ないとして良いだろう。

他に意見がなければ議題（５）について承認していただけるか。

→異議なしのため、議題（５）については承認された。

（６） 令和６年度地域包括ケア推進事業計画について（承認）：資料６（P 18～20）

（地域支援係長）

18ページの資料６、「令和６年度地域包括ケア推進事業計画案について」。

・こちらは、市の地域包括ケア全体の計画。非常に広範囲にわたる内容を定めるものになっているので、新たに始める取組み、前年度からの変更点などを要約して説明する。

・始めに、１の「地域での取組み」については、変更点はない。地域住民からなる町内福祉員会等の活動と地域ケア会議などへの参加を継続していく。

・次に、２の「地域ケア会議の開催と各部会の活動」について。

（１）地域ケア個別会議への参加

個別支援に向けた検討に加え、自立型ケアマネジメント強化等を目的として自立支援サポート会議を継続して行う。専門職の都合を合わせて隔月（かくげつ）で

開催する予定で、令和5年度は計8回実施しており、令和6年度も同程度の開催を見込んでいる。

(3) 地域ケア推進会議の開催

ウ) コロナ禍も収束してきたので、在宅医療・介護連携のための研修会は従来どおり開催していく予定。

・3「主な取組み」

(1) 介護予防事業の取組

ク) 保険事業との一体的実施事業について、令和5年度は中部と東山地区の2地区でポピュレーションアプローチを実施した。令和6年度は8地区全てで実施していく予定。実施結果から地区毎の健康課題を把握し、アプローチの仕方を含めて検証と課題分析を行い、次年度以降の実施につなげていく。

(2) の認知症施策推進事業

キ) 認知症についての市民の理解を深めるための取組として、市民向けに認知症に係る映画上映を行いながら広く周知啓発を行っていくことを考えている。

(3) 在宅医療・介護連携推進事業

ウ) 看取り体制支援プランの推進

・前年に作成した安城市版「情報共有・連携ルール」の活用を推進するために、各会議体に働きかけながら啓発することと併せて、実践しながらより良いものにしていきたいと思っている。

(4) の生活支援体制整備事業については、この計画の大まかな表現上では、今年度とほぼ同じ内容となっているが、一つ一つの個々の取組みでは、課題を踏まえた効果的な進め方を検討していく。

(5) その他

・社会福祉課主導により、令和6年度から安城市として重層的支援体制整備事業を段階的に進めていく。令和6年度は準備事業として「多機関協働事業」を、令和7年度以降に本格稼働していく計画。

・重層的支援体制整備事業とは、地域共生社会の実現を目指し、住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①属性を問わない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援 の3つの支援を一体的に実施する事業。安城市としては5つの事業で構成。

(i) 包括的相談支援事業(ii) 多機関協働事業(iii) アウトリーチを通じた継続的支援事業(iv) 参加支援事業(v) 地域づくり事業の5つの事業で構成されている。

・多機関協働事業とは、社会福祉課を中心に支援に必要な支援機関を招集し、支援方針や役割分担を図りながら支援にあたる、重層的支援多性整備事業の中核を担う役割を果たす事業。

・次年度は、市役所全体で構築する多機関協働事業と連携を図りながら、複雑化した課題を抱える高齢者を含む世帯の問題解決に取り組んでいく。

【議題(6) 質疑応答】



(会長)

地域ケア会議のメンバーは。

(地域支援係長)

地域ケア会議は地域ケア個別会議、地域ケア地区会議、地域ケア推進会議から成り、それぞれ構成員が異なる。資料9ページ。

(会長)

ざっくり言えば専門職と地域の人か。

(地域支援係長)

そうである。

(会長)

どの会議も町内の福祉委員会に参加してもらわないといけない。ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯が増加しているのは皆さんご承知の通り。いかに具体的にやるかが大切。

他に意見がなければ議題(5)について承認していただけるか。

→異議なしのため、議題(5)については承認された。

#### 4 その他(次回予定について)

(事務局)

(1) 会議名

令和6年度第1回安城市介護保険・地域包括支援センター運営協議会

(2) 日時 令和6年7月29日(月)午後1時30分から(予定)

(3) 場所 安城市役所本庁舎3階災害対策本部室

開催通知は改めて送付させていただく。委員の任期が令和6年6月30日で満了となり、今回の協議会を持って最後の会議となる。委員の皆様には、後日解職辞令をお渡しします。

#### 5 閉会のことば

(福祉部長)

本日は、年度末のお忙しい中、第2回安城市介護保険・地域包括支援センター運営協議会及び第1回地域包括ケア協議会にご出席いただきまして、また、3つの議事につきまして承認をいただき誠にありがとうございます。先程説明がありました通り、委員の任期が令和3年7月1日から3年間となっておりますので本日が任期中最後の協議会となります。これまであんジョイプランの作成と地域包括ケアシステムの構築に向けて調査、審議などご支援を賜りまして誠にありがとうございました。新たな人委員の選を今後行いますが再度の就任をお願いする場合がありますのでご理解をいただきたいと思います。本日はありがとうございました。